



ALLIANCEBERNSTEIN®

投資信託説明書(交付目論見書)
2024年3月1日

アライアンス・バーンスタイン ーグローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ

米ドル建て クラスJ証券
ルクセンブルグ籍/オープン・エンド契約型外国投資信託/米ドル建て

管理会社	<p>アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル アライアンス・バーンスタイン(以下「トラスト」といいます。)ーグローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ(以下「ファンド」といいます。)の資産の運用管理、ファンド証券の発行、買戻し業務を行います。 管理会社は、契約型または会社型投資信託の運用を行うことを事業の目的として、ルクセンブルグにおいて1990年7月31日に設立されました。 2023年12月末日現在、管理会社の資本金の額は16,300,000ユーロ(約26億円)です。 2023年12月末日現在、管理会社は、契約型投資信託であるルクセンブルグ籍アンブレラ・ファンド4本ならびに会社型投資信託であるルクセンブルグ籍ファンド15本の管理および運用を行っています。 (注) ユーロの円貨換算は、株式会社三菱UFJ銀行の2023年12月29日現在における対顧客電売買相場の仲値(1ユーロ=157.12円)によります。</p>
投資顧問会社	<p>アライアンス・バーンスタイン・エル・ビー 管理会社との間で締結した投資顧問契約に基づき、ファンドに関する投資顧問業務および日々の投資運用業務を行います。 投資顧問会社は、2023年9月末日現在、総額約6,690億米ドル(約94.9兆円)の資産を運用しています。 (注) 米ドルの円貨換算は、株式会社三菱UFJ銀行の2023年12月29日現在における対顧客電売買相場の仲値(1米ドル=141.83円)によります。</p>
保管受託銀行/ 管理事務代行会社	<p>ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイ 管理会社との間で締結した保管契約および管理契約に基づき、ファンド資産の保管業務および管理事務代行業務を行います。</p>
名義書換代行会社	<p>アライアンス・バーンスタイン・インベスター・サービスズ(管理会社の一部門です。) ファンドの受益証券の登録・名義書換事務代行業務を行います。</p>
販売会社	<p>販売会社については、下記の照会先にお問い合わせください。 アライアンス・バーンスタイン株式会社 販売会社照会フリーダイヤル(自動音声): 0120-800-136 ホームページ: https://www.alliancebernstein.co.jp ファンドの発行する受益証券のうちクラスJ証券(以下、本書において「ファンド証券」といいます。)の日本における販売・買戻しの取次業務を行います。 (注) 販売会社のほかに、投資者からのファンド証券の申込または買戻しを販売会社に取り次ぐ業務等を行う販売・買戻取扱会社を設けることがあります。以下、販売会社と併せて「販売取扱会社」といいます。</p>
代行協会員	<p>アライアンス・バーンスタイン株式会社 ファンド証券の代行協会員としての業務を行います。</p>

- ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。
- ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)が必要な場合は、販売取扱会社にご請求ください。当該販売取扱会社を通じて請求目論見書を交付致します。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされています。
- また、EDINET(金融庁の開示書類閲覧に関する電子開示システム)で有価証券届出書等が開示されておりますので、ファンドの詳細内容はWEBサイト(<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>)でもご覧いただけます。

- この交付目論見書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- この交付目論見書により行うファンドの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年2月29日に関東財務局長に提出しており、2024年3月1日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きの他に為替変動による影響を受けます。これらの運用または為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。

ファンドの目的

ファンドは、主として米国および新興市場諸国を含む世界中の高利回り債券に投資することにより、高水準のインカム収入の確保とともに、トータル・リターンの獲得を目指します。

ファンドの特色

世界の高利回り債券に分散投資します。

- ファンドは、主として、世界のハイイールド社債(非投資適格社債)、米ドル建て新興国債券、現地通貨建て新興国債券およびその他の様々な高利回り債券(投資適格社債、資産担保証券およびハイブリッド証券等)に分散投資を行うことで、高水準のインカム収入とトータル・リターンの獲得を目指します。
- 原則として資産の3分の2以上は、非投資適格債券に投資します。
- 高利回り債券の組入れにあたっては、市場環境に応じて機動的に配分を変更します。
- ファンドは、効率的なファンド運用やリスク管理等のために、為替の運用を行う場合や金融デリバティブ商品に投資する場合があります。

運用は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーが行います。

- アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーは、グローバルなリサーチ体制を活用して運用を行います。

アライアンス・バーンスタイン(以下「AB」といいます。)*1について

- 資産運用業務で50年以上の歴史と経験
- 上場企業(ニューヨーク証券取引所)*2としての信頼
- 世界の機関投資家、富裕層、個人投資家のニーズに応える幅広い商品群とサービス内容
- 231名のアナリストを擁する、業界屈指のリサーチ陣容
- 約4,700名の従業員

ABは米国をはじめ世界27の国・地域、54都市に拠点を有し、総額約6,690億米ドル(約94.9兆円)*3の資産を運用しています。運用サービスには、株式、債券、マルチアセット、オルタナティブ等があり、それぞれにサービスに特化したチームが調査・運用を行います。



ALLIANCEBERNSTEIN®

2023年9月末日現在

*1 アライアンス・バーンスタインおよびABには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーおよびその傘下の関連会社を含みます。

*2 アライアンス・バーンスタイン・ホールディング・エル・ピーのリミテッド・パートナーシップ持分がニューヨーク証券取引所に上場。

*3 米ドルの円貨換算は、株式会社三菱UFJ銀行の2023年12月29日現在における対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=141.83円)によります。

出所：AB

投資方針および投資対象の詳細は、請求目論見書の該当箇所をご参照ください。

■ 運用体制

管理会社は、投資顧問会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーにファンドの資産の運用を一任しています。

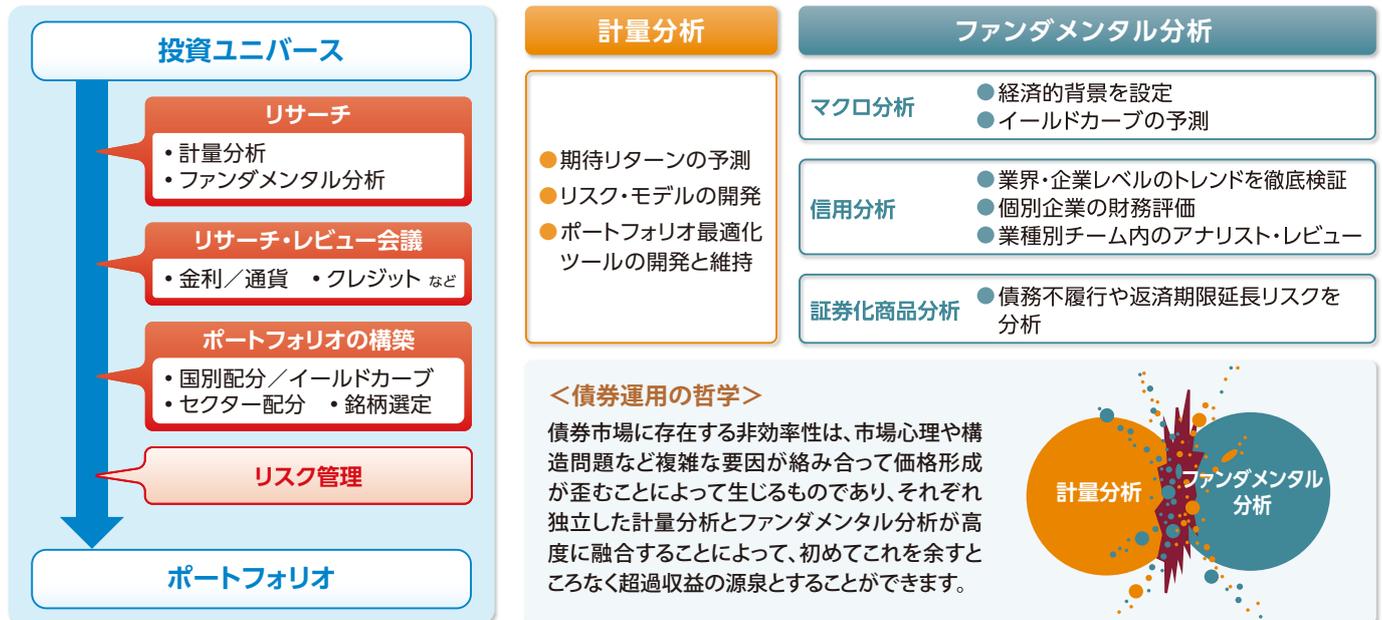
グローバルなリサーチ体制

アライアンス・バーンスタイン (AB) *の各拠点でリサーチを担当する債券専門家は、グローバルな視点と各担当地域に精通した知識を持ち、ポートフォリオ構築において大きな役割を果たしています。

*アライアンス・バーンスタインおよびABには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーおよびその傘下の関連会社を含みます。

運用プロセス

計量分析とファンダメンタル分析を融合した独自のアプローチにより、運用を行います。2つの分析手法を組み合わせることで、高い確信度をもって投資対象を絞り込み、最も効果的な債券の組み合わせを見極めてポートフォリオの構築を行います。



上記の運用プロセスは、今後変更になる場合があります。

■ 投資制限

管理会社および投資顧問会社は、ファンドに関して、主として次の投資制限に服します。

詳細については、投資信託説明書(請求目論見書)の該当箇所をご参照ください。

- 同一国の発行体への投資は、米国の発行体への投資を除き、原則として資産の20%以下とします。
- 同一発行体の譲渡性のある有価証券または短期金融市場商品への投資は、原則として、ファンドの純資産総額の10%を限度とします。
- 証券取引所またはその他規制された市場において、上場または取引されていない譲渡性のある有価証券または短期金融市場商品への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%を限度とします。
- トラストを構成するアンブレラ・ファンド全体で、同一発行体の同一種類の証券への投資は、当該証券の10%を限度とします。
- 他のオープン・エンド型投資信託/投資法人への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%を限度とします。
- 証券の信用取引や空売りは行いません。
- 一時的措置による銀行からの借入を除き、金銭の借入を行うことはできません。また借入総額は、ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。

■ 配分方針

管理会社は、ファンド証券に帰属する純収益の全部または実質的に全部に等しい額の分配を毎日宣言し、毎月支払う意向です。

※換金時の分配金額は、受渡日前日分まで支払われます。

※ただし、分配が行われない場合があります。

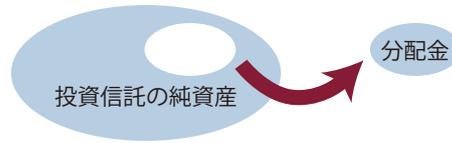
上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

管理会社はまた、ファンド証券に帰属する実現売却益および/または元本から、分配金を支払うか、支払う場合はどの程度の配分割合で分配金を支払うかを決定します。ファンド証券に帰属する純利益および純実現益が宣言された支払額を超過する範囲において、かかる超過額はファンド証券の純資産価格に反映されます。

■ 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から宣言されることにより支払われますので、分配が宣言されると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がります。なお、分配の有無や金額は確定したものではありません。

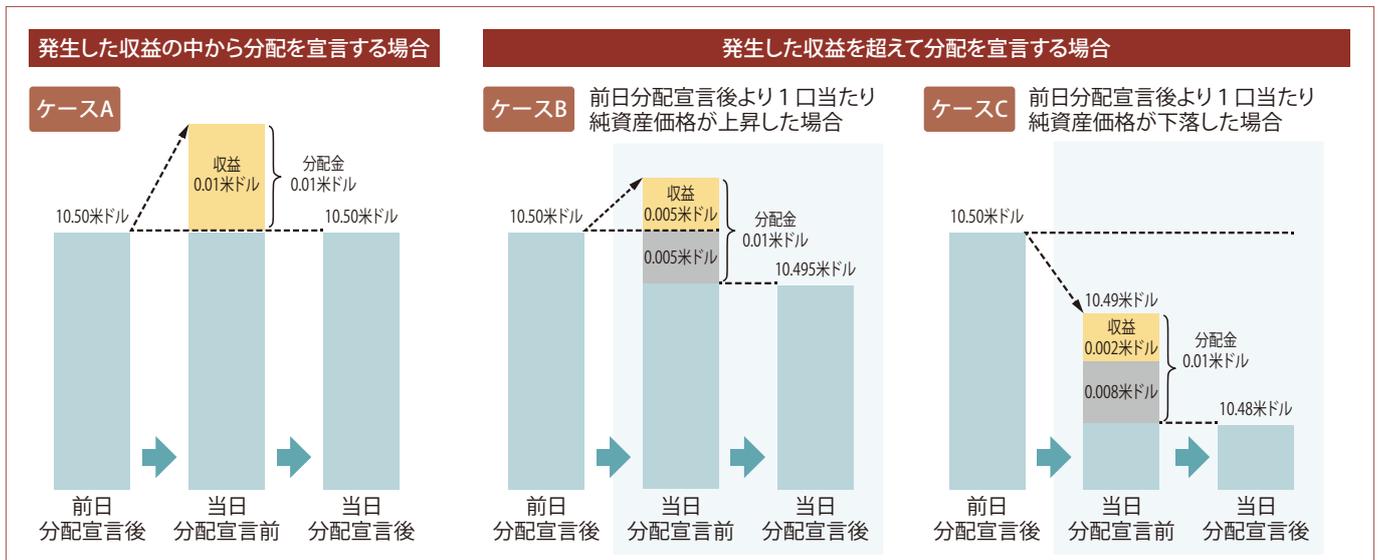
投資信託で分配が宣言されるイメージ



- 分配は、発生した収益（純利益および純実現益）を超えて宣言される場合があります。その場合、分配宣言後の1口当たり純資産価格は前日の分配宣言後の1口当たり純資産価格と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしもファンドの収益率を示すものではありません。

※管理会社は、分配を毎日宣言し、分配金を毎月支払う予定です。

投資者に対する分配金は、毎月第3営業日以降に支払われる予定です。



※上記はイメージであり、実際の分配金や1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意ください。

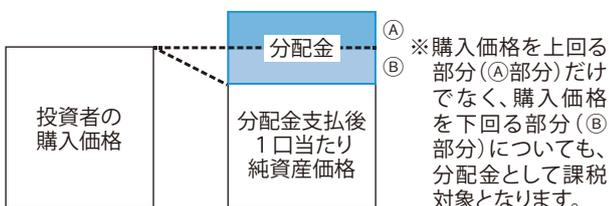
上図のそれぞれのケースにおいて、前日分配宣言後から当日分配宣言後まで保有した場合の損益を見ると、以下のとおりとなります。

ケースA：分配金0.01米ドル＋前日分配宣言後と当日分配宣言後との1口当たり純資産価格の差0米ドル＝0.01米ドル
 ケースB：分配金0.01米ドル＋前日分配宣言後と当日分配宣言後との1口当たり純資産価格の差▲0.005米ドル＝0.005米ドル
 ケースC：分配金0.01米ドル＋前日分配宣言後と当日分配宣言後との1口当たり純資産価格の差▲0.02米ドル＝▲0.01米ドル

★A、B、C、のケースにおいては、分配金はすべて同額ですが、1口当たり純資産価格の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金」と「ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格の増減額」の合計額でご判断ください。

- 投資者のファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、毎月の分配金の支払により、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がり小さかった場合も同様です。この場合においても、元本の一部払戻しに相当する部分は、分配金として課税対象となります。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(注) 分配金に対する課税については、「手続・手数料等」の「税金」をご参照ください。

■ 主なリスク要因

投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、金融デリバティブ商品を利用します。ファンドは、バリュー・アット・リスク・アプローチを用います。

ファンドが投資する債券は、当該債券を発行する民間および公的機関の信用リスクを負っており、その時価は金利の変動により影響を受けます。ファンドの投資する債券は投資適格水準を下回ることがあるため、ファンドは、投資適格または同等の水準の債券のみに投資するファンドの場合よりも、高いリスクを負うこととなります。非投資適格証券はまた、元利金を失うリスクがより高く、一般に、流動性がより少なくかつより不安定です。

(リスク要因)

ファンドの主なリスク要因は、以下のとおりです。詳細は、請求目論見書の該当箇所をご参照ください。

通貨リスク

ファンドの裏付けとなる投資対象は、当該ファンドの表示通貨とは異なる一または複数の通貨で表示されることがあります。これは、かかる裏付けとなる投資対象の為替変動が当該ファンドの受益証券の純資産価格に大きな影響を及ぼすことがあることを意味します。ファンドによる特定の通貨建て証券への投資は、当該通貨の価値が一または複数の他の通貨に関連して変動するリスクを負っています。

カントリー・リスク

ファンドは、様々な国および地域に所在する発行体の証券に投資することができます。

各国の経済は、国内総生産または国民総生産の成長、インフレ率、資本金の再投資、資源の自給自足および国際収支ポジション等の点において、有利、不利にかかわらず各々異なります。一般の発行体は、インサイダー取引規則、市場操作に関する制限、株主委任状要件および情報の適時の開示等の事項につき、様々な程度の規制を受けます。発行体の報告、会計および監査基準が、重要な点について国家間で著しく異なること等があります。

国有化、収用もしくは没収による課税、通貨ブロック、政変、政府規制、政治的もしくは社会的不安定または外交上の展開により、ある国の経済または当該国へのファンドの投資が悪影響を蒙ることもあります。

流動性リスク

流動性リスクは、証券の種類、売却に対する制限および市況を含む様々な要因により発生します。

流動性リスクは、ファンドが必要な期間内に買戻請求に応じる能力、現金を調達する能力、および／または、収益を分配する能力にも影響を及ぼすことがあります。

市場リスク

多くの証券の価格および利回りは、広範囲にわたる要因に基づき、頻繁に、時として大きなボラティリティを伴って変動し、また下落する可能性があります。

新興市場リスク

ファンドは新興市場の発行体の証券への投資を認められることがあります。その結果、ファンドは、より発展した市場に所在する発行体の株式のみに投資するファンドに比べ、より大きな値動きとかなりの流動性不足を経験することがあります。新興市場の発行体が発行する証券に対する投資には、発達した市場の発行体が発行する証券に投資することに通常伴うリスクに加え、以下の重大なリスクを伴います。

- (i) 取引高が少なくまたは取引が生じないことにより、発達した資本市場において同等の発行体が発行する証券に比べて、流動性が失われ、また値動きが大きくなること。
- (ii) 国家政策の不確実性および社会・政治・経済情勢の不安定により、資産収用、没収的課税、高インフレ率または外交関係の悪化等の事態が生じる可能性が増大すること。
- (iii) 為替レートが変動しうること、投資対象に適用される法制度が異なること、および為替管理、保管上の制約その他の法律・規制が存在しまたは今後課せられる可能性があること。
- (iv) 国益に影響を及ぼすものとみなされる発行体または産業に対して課せられる投資上の制限等、ファンドの投資機会の制約につながる国家政策が実行されうること。
- (v) 民間・外国投資、および私有財産に係る法整備が欠如しているか、または未整備であること。

デリバティブ・リスク

ファンドはデリバティブを利用することができますが、これは、その価値が裏付けとなる資産、参照レートまたは指数の価値に依拠または由来する金融契約です。

投資顧問会社は、時に、他のリスクの軽減を企図する戦略の一環としてデリバティブを利用します。しかしながら、概して、ファンドは、収益を得るため、利回りを向上させかつ組入証券をさらに分散させるための直接的投資としてもデリバティブを利用することがあります。取引の相手方の信用リスク等のその他のリスクに加え、デリバティブはプライシングおよび評価が困難となるリスク、ならびにデリバティブの価値の変動が関係する裏付け資産、レートまたは指数と完全に連動しないことがあるリスクを伴っています。

債券および金利

債券に対するファンドの投資の価値は、一般的金利水準の変動につれて変化します。金利低下局面では債券の価格は一般に値上がりするものの、金利の低下が景気後退の前兆とみなされる場合には組入証券の価格は金利とともに下落することがあります。反対に、金利上昇局面では債券の価格は一般に値下がります。金利の変動は、満期までの期間およびデュレーションが短い債券に比べ、これらがより長期である債券により大きな影響を及ぼします。

債券のリスク - 低格付および無格付

ファンドの資産は、低格付の範疇に格付されている(非投資適格)または格付がないが投資顧問会社により同等の品質であると判断されている高利回りの高リスク債務証券に全部または一部が投資されることがあります。非投資適格の債務証券は、一般に「ジャンクボンド」と称し、高格付証券よりも大きい元利金の損失リスクを負っているとみなされ、また景気後退または金利の上昇が継続する期間にはいずれも低下する可能性がある利息を支払い元金を償還する発行体の能力について、非常に投機的であるとみなされます。低格付証券は、通常、景気の悪化時期には高格付証券に比べより大きい市場リスクを負っているとみなされます。さらに、低格付証券は投資適格証券に比べ実際のまたは感知される不利な経済状況および競争する業界状況の影響を受けやすいことがあるものの、低格付証券の時価は高格付証券の時価よりも金利レベルの変動にあまり反応しない傾向があります。低格付証券の市場は高格付証券の市場よりも厚みが乏しくかつ活発ではないことがあり、これが低格付証券の販売価格に悪影響を及ぼす可能性があります。

信用リスク - ソブリン債

ソブリン債に投資することにより、ファンドは、様々な国の政治、社会および経済の変動の直接的または間接的結果にさらされます。ある国の政変において、当該国の政府の債務の適時支払を実行または準備しようとする積極的対応に影響することがあります。特にインフレ率、対外債務の額および国内総生産に反映される国家の経済状態はまた、政府の債務返済能力に影響を及ぼします。

信用リスク - 法人債務

ファンドは、企業およびその他機関により発行される債務に投資することにより、特定の発行体が当該債務についてその支払債務その他を履行しないことがあるというリスクを負っています。さらに、発行体の財政状態に悪化が生じ、その結果として格付機関により当該発行体およびその債務に対し割り当てられる信用格付が引き下げられ、非投資適格になる可能性があります。かかる財務状況の悪化または信用格付の低下により、発行体の債務の価格ボラティリティが増大するとともに流動性が悪影響を受け、当該債務の売却がより困難になることがあります。

ファンドのリスク要因は上記のものに限られません。詳細は、請求目論見書の該当箇所をご参照ください。

その他の留意点

投資者によるファンドの買付に、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

管理会社は、ファンドにおけるポジションのリスクおよびファンドの総合的なリスク要因の影響力を監視・測定することができるリスク管理方法を採用し、また投資顧問会社がこのようなリスク管理方法を採用することを確保します。投資顧問会社内においては、ポートフォリオ運用チームがそれぞれの関連するポートフォリオ内のリスク管理について一次的な責任を有しておりますが、その一方で、投資顧問会社には、広範な内部調査および評価の一環として、ポートフォリオ運用機能からは独立した監視を行う複数のチームが存在します。かかる独立したチームには、以下のものがあります。

コンプライアンス部門	内部に定められているポートフォリオ運用指針およびその他の指針ならびに適用ある法令の遵守の確保を追求します。
リスク管理部門	信用リスクおよび取引相手方リスクを含む業務リスク等を監視・評価することを追求します。
内部監査部門	特に、投資顧問会社の社内規程および手続の遵守を評価します。

ベンチマーク

ファンドのベンチマークはブルームバーグ・グローバル・ハイ・イールド・インデックス(米ドルヘッジ)です。ファンドは、パフォーマンスの比較にベンチマークを使用します。ファンドはアクティブ運用されており、投資顧問会社はファンドの投資戦略を実行する際、当該ベンチマークに制約されません。ファンドは、一定の市況において、投資顧問会社の全面的な裁量に基づき、当該ベンチマークの構成銘柄の相当部分を保有することができますが、当該ベンチマークのすべての構成銘柄を保有するわけではなく、また、構成銘柄の一部ではない証券を保有することもできます。

デリバティブ取引のリスク管理

ファンドは、ヘッジ目的および/またはヘッジ目的外の目的でデリバティブを利用しています。ファンドのデリバティブについて、UCITS(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)にかかる欧州連合指令への準拠に基づくリスク管理方法を採用しています。

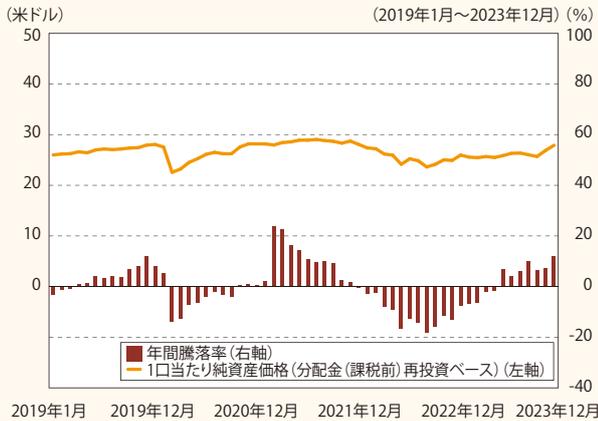
下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

クラスJ証券

クラスJ証券の1口当たり

純資産価格(分配金(課税前)再投資ベース)・年間騰落率の推移

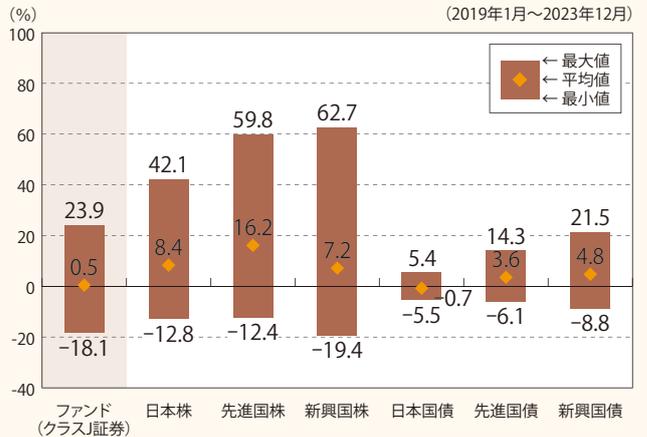
2019年1月から2023年12月の5年間に於けるクラスJ証券の1口当たり純資産価格(分配金(課税前)再投資ベース)(毎月末時点)と、年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。



- 1口当たり純資産価格(分配金(課税前)再投資ベース)および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したとみなして計算したものであり、実際の1口当たり純資産価格および実際の1口当たり純資産価格に基づき計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンド(クラスJ証券)と他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

2019年1月から2023年12月の5年間に於ける年間騰落率(毎月末時点)の平均と振幅を、ファンド(クラスJ証券)と他の代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



- 上記グラフは、ファンド(クラスJ証券)と代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- 上記グラフは、代表的な資産クラスについては2019年1月から2023年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。
- ファンド(クラスJ証券)の騰落率は、税引前の分配金を再投資したとみなして計算した騰落率であり、実際の1口当たり純資産価格に基づき計算した騰落率とは異なる場合があります。
- ファンド(クラスJ証券)の年間騰落率は、クラスJ証券の表示通貨である米ドル建てで計算されており、円貨に為替換算されておられません。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

*各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 - 先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
 - 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 - 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
 - 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)
- (注) 海外の指数は、円貨に為替換算しております。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出し公表する、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)

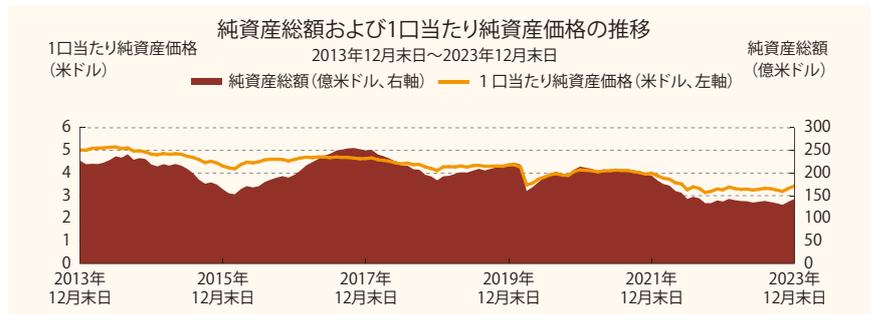
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

※ 過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ※ 金額および比率を表示する場合には、四捨五入しております。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。

● 純資産の推移

1口当たり純資産価格	3.43米ドル
純資産総額	14,298,175,709米ドル

※2023年12月末日現在
 ※1口当たり純資産価格は、クラスJ証券(ファンド証券)の1口当たり純資産価格です。
 ※純資産の総額は、ファンドのすべてのクラスの純資産額の総額です。



● 分配の推移 (税引前・1口当たり)

会計年度 (年度末)	第22会計年度 (2019年8月末日)	第23会計年度 (2020年8月末日)	第24会計年度 (2021年8月末日)	第25会計年度 (2022年8月末日)	第26会計年度 (2023年8月末日)
分配金 (米ドル)	0.2400	0.2400	0.2316	0.2118	0.2052

※クラスJ証券(ファンド証券)の1口当たり分配金の推移です。

● 主要な資産の状況

(債券)

(2023年12月末日現在)

順位	銘柄名	国名	種類	利率 (%)	償還日 (年/月/日)	投資比率 (%)
1	U.S. Treasury Bonds	アメリカ合衆国	債券	6.750	2026/08/15	1.58
2	U.S. Treasury Notes	アメリカ合衆国	債券	4.875	2025/11/30	1.41
3	U.S. Treasury Notes	アメリカ合衆国	債券	4.625	2028/09/30	1.08
4	U.S. Treasury Notes	アメリカ合衆国	債券	4.375	2028/11/30	0.79
5	U.S. Treasury Bonds	アメリカ合衆国	債券	4.000	2052/11/15	0.70
6	U.S. Treasury Notes	アメリカ合衆国	債券	4.000	2028/06/30	0.53

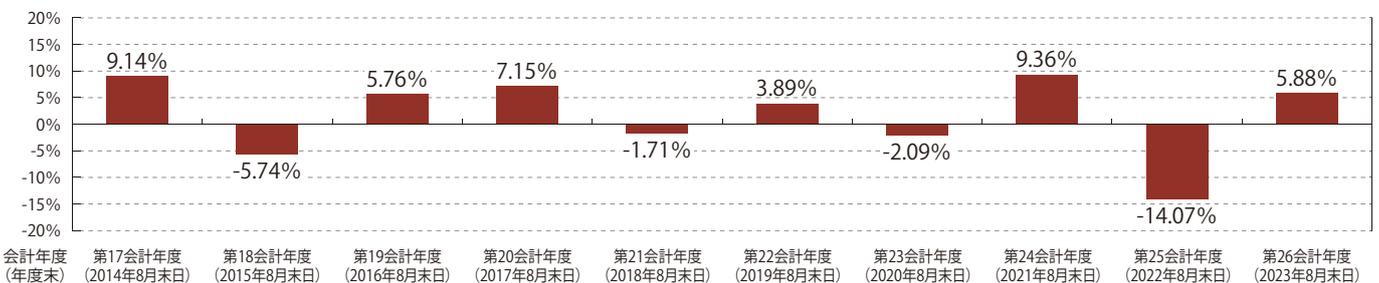
(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(投資信託)

(2023年12月末日現在)

順位	銘柄名	国名	口数	取得価格 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
1	AB SICAV I - Sustainable Euro High Yield Portfolio - Class S	ルクセンブルグ	5,216,996	27.18	141,778,499	35.33	184,297,687	1.29
2	AB SICAV I - Asia Income Opportunities Portfolio - Class ZT	ルクセンブルグ	2,186,465	103.46	226,201,915	80.60	176,229,108	1.23
3	AB SICAV I - Financial Credit Portfolio - Class ZT	ルクセンブルグ	1,401,285	101.15	141,736,408	99.81	139,862,273	0.98
4	AB SICAV I - Emerging Market Corporate Debt Portfolio - Class S	ルクセンブルグ	4,017,647	17.00	68,300,000	26.64	107,030,115	0.75

● 収益率の推移



※クラスJ証券(ファンド証券)の収益率の推移です。

(注) ファンド証券の収益率は、分配金の各会計年度末における累計額を用いて、以下の計算式により算出されました。

$$\text{収益率 (\%)} = 100 \times (a - b) / b$$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格 (当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格 (分配額の額)

■ お申込みメモ

購入の申込期間	2024年3月1日(金曜日)から2025年2月28日(金曜日)まで (上記期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。) ※ 申込みは、ファンド営業日でかつ販売取扱会社の営業日に限られます。「 ファンド営業日 」とは、ルクセンブルグにおける銀行の営業日で、かつニューヨーク証券取引所の営業日である各日をいいます。 ※ ただし、受渡日(申込日から5営業日目)がニューヨークもしくはルクセンブルグにおける銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日のいずれかに該当する場合には、申込みの取扱いは行われません。その他、代行協会員の判断により、申込みを受付けないことがあります。
購入(申込) 価格	管理会社が申込みを受領したファンド営業日の1口当たり純資産価格
購入(申込) 単位	申込単位は、販売会社が独自に定めます。 ※ 詳細については、販売会社にお問い合わせください。
購入(申込) 代金	申込代金は、約定日から起算して4国内営業日目までにお支払いください。 ※ ここでの「 約定日 」とは、販売取扱会社が注文の成立を確認した日(通常、申込受付日の日本における翌営業日)をいいます。 ※ 申込代金は、円貨または米ドル貨によってお支払いできます。円貨によるお支払いの場合には、米ドル貨への換算は約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとします。
換金(買戻) 日	ファンド営業日でかつ販売取扱会社の営業日に、販売取扱会社を通じ、管理会社に対してファンド証券の買戻しを請求することができます。 ※ ただし、受渡日(買戻日から5営業日目)がニューヨークもしくはルクセンブルグにおける銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日のいずれかに該当する場合には、買戻しの取扱いが行われません。その他、代行協会員が必要と認める場合には、買戻しを受付けないことがあります。
換金(買戻) 価格	管理会社が買戻請求を受領したファンド営業日に計算される1口当たり純資産価格
換金(買戻) 単位	買戻単位は、販売会社が独自に定めます。 ※ 詳細については、販売会社にお問い合わせください。
換金(買戻) 代金	買戻代金は、約定日から起算して4国内営業日目にお渡し致します。 ※ ここでの「 約定日 」とは、販売取扱会社が買戻請求の成立を確認した日をいいます。 ※ 買戻代金は、「外国証券取引口座約款」または他所定の約款の定めるところに従って、販売取扱会社を通じて円貨で、または販売取扱会社が応じ得る場合は米ドル貨で、お支払い致します。
購入(申込) および換金(買戻) 受付時間	受付時間については、販売会社にお問い合わせください。
換金(買戻) 制限	クローズド期間はありません。 管理会社は、一取引日にファンドまたはファンド証券の10%を超える買戻請求を受領した場合に、かかる取引日の受益証券の買戻しを制限することができます。
購入・換金(買戻) の受付の中止 および取消し	管理会社は、次の場合には、ファンド証券の純資産価格の決定を一時的に停止することができます。その結果として、ファンド証券の発行および買戻しを一時的に停止することができます。 (イ) ファンドの資産の相当部分の評価の基礎を提供する証券取引所、またはファンド資産の相当部分の表示通貨を取引する外国為替市場が、通常の休日以外の日に閉鎖され、または取引が制限・停止した場合。

	<p>(ロ) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の処分が正当にまたは正常に実行することができない場合。</p> <p>(ハ) ファンドの組入証券の評価のために通常使用されている通信機能が停止した場合、または何らかの理由によりファンドの資産の評価を迅速かつ正確に確定できない場合。</p> <p>(ニ) 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制により、ファンドの取引が実行不可能な場合またはファンド資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。</p>
償還日	<p>ファンドの存続期間は無期限です。</p> <p>※ ただし、管理会社は、ファンドをいつでも解散させることができます。</p>
決算日	<p>ファンドの決算期は毎年8月31日です。</p>
信託金の限度額	<p>ファンドの信託金には制限はありません。</p>
収益分配	<p>収益分配については、2頁の「分配方針」をご参照ください。</p>
運用報告書	<p>管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了(毎年8月31日)後遅滞なく、交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成します。</p> <p>交付運用報告書は、日本の知れている受益者に対し、販売会社を通じて交付され、運用報告書(全体版)は代行協会のホームページにおいて提供されます。</p>
課税関係	<p>課税上は公募外国株式投資信託として取扱われます。</p> <p>※ ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。</p>
その他	<p>ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」またはその他所定の約款を投資者に交付し、投資者はこれらの約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。</p>

過度の売買および短期売買に関する方針および手続

長期保有の受益者の利益を保護する目的で、管理会社は、過度の売買もしくは短期売買行為と判断される受益証券の購入申込みを、事前の通知をすることなく、制限、拒絶または取消しする場合があります。管理会社は、代理人を通じて、受益証券の過度の売買または短期売買を発見し、防止するためのモニタリングを導入しています。また、代行協会の判断により、申込みを受付けないことがあります。これらの詳細は、請求目論見書の該当箇所をご参照ください。

■ ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用											
購入(申込)手数料	<p>申込手数料および買戻し手数料はいずれもありません。</p> <p>※ ただし、ファンド証券の保有期間に応じ、買戻し時に「条件付後払申込手数料」が課せられる場合があります。</p>										
換金(買戻し)手数料											
条件付後払申込手数料	<p>条件付後払申込手数料は、以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>約定日以後の経過年数</th> <th>買戻金額(米ドル建)に課せられる条件付後払申込手数料の料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年未満</td> <td><u>3.0%</u></td> </tr> <tr> <td>1年以上 2年未満</td> <td><u>2.0%</u></td> </tr> <tr> <td>2年以上 3年未満</td> <td><u>1.0%</u></td> </tr> <tr> <td>3年以上</td> <td><u>なし</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 条件付後払申込手数料は、クラスJ証券の販売関連サービスの対価として海外における販売会社であるアライアンス・バーンスタイン・インベストメンツ(管理会社の一部門)に支払われるもので、買戻しを行う販売会社を通じて清算されます。詳細については、販売会社にお問い合わせください。</p>	約定日以後の経過年数	買戻金額(米ドル建)に課せられる条件付後払申込手数料の料率	1年未満	<u>3.0%</u>	1年以上 2年未満	<u>2.0%</u>	2年以上 3年未満	<u>1.0%</u>	3年以上	<u>なし</u>
約定日以後の経過年数	買戻金額(米ドル建)に課せられる条件付後払申込手数料の料率										
1年未満	<u>3.0%</u>										
1年以上 2年未満	<u>2.0%</u>										
2年以上 3年未満	<u>1.0%</u>										
3年以上	<u>なし</u>										

投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
手数料等	支払先	対価とする役務の内容	報酬率
管理報酬	(管理会社が一括受領し、その中から主に以下の関係法人に対し報酬が支払われます。)		<ファンドの純資産が150億米ドル以下の部分> ファンド証券の日々の純資産総額の平均額の 上限年率1.45% <ファンドの純資産が150億米ドル超の部分> ファンド証券の日々の純資産総額の平均額の 上限年率1.25% (管理報酬には、投資顧問報酬、販売取扱報酬および代行協会員報酬が含まれます。)
	投資顧問会社	ファンド資産の投資運用業務	
	販売取扱会社	口座内でのファンドの管理および事務手続き、運用報告書等各種書類の送付、購入後の情報提供等	
	代行協会員	ファンド証券1口当たり純資産価格の公表および目論見書・運用報告書等の各種書類の配布等の業務	
販売報酬	海外における販売会社	ファンドのクラス証券に関するファンドに対する販売関連業務	ファンド証券の日々の純資産総額の平均額の 年率1.00%
管理会社報酬	管理会社	ルクセンブルグのファンド運営および主要な管理に関して提供される業務	ファンド証券の日々の純資産総額の平均額の 年率0.10%
保管報酬	保管受託銀行	ファンド資産の保管業務	管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換代行報酬は、ルクセンブルグの一般的な慣行に従い、ファンドの資産から支払われます。当該報酬は、資産ベースの報酬と取引費用の組み合わせです。管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換代行報酬はファンドの純資産総額に基づいて計算される 年率1.00%を上限とする額 とします。(保管報酬には、別途請求される取引銀行費用、その他税金、仲介手数料(もしあれば)および借入利息は含まれません。)
管理事務代行報酬	管理事務代行会社	管理事務代行業務	
名義書換代行報酬	名義書換代行会社	登録・名義書換事務代行業務	
その他費用・手数料	その他費用として、ファンドの運営・管理・取引費用、ファンドの資産および収益に課せられる税金(ファンドの純資産総額に対して課せられる年率0.05%の年次税がありますが、これに限られません。)、監査報酬、弁護士報酬、以上に類似するその他すべての管理費用等を、ファンドより間接的にご負担いただいております。その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。		

※上記費用等の合計額については、申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および住民税	配当所得として課税 分配金に対して20.315%
換金(買戻)時および償還時	所得税および住民税	譲渡所得として課税 換金(買戻)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- 源泉徴収税率は、2037年12月末日までは20.315%(所得税15.315%、住民税5%)ですが、2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率が適用されます。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 上記は、本書作成日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

